中古住宅の売買をお考えの方！

令和８年度　高松市安心あんぜん住宅事業

# 中古住宅の検査をしてみませんか？



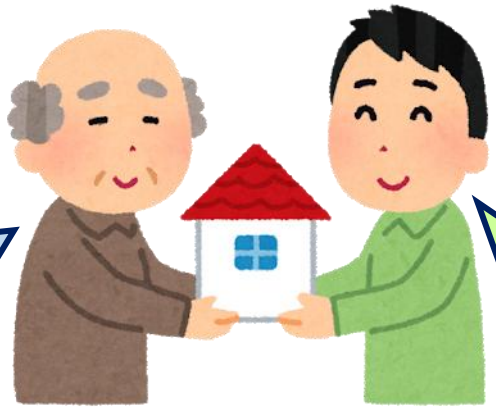


インスペクション＋瑕疵保険に対し、**最大１０万円**を補助します！

**インスペクション（中古住宅の検査・診断）**とは…中古住宅の売買時点の劣化状態などを把握するものです。

**瑕疵保険**とは…既存住宅売買瑕疵保険に加入することにより、住宅に瑕疵があった場合の負担すべき補修費用を補填する保険で、売買後のリスクと不安を軽減できます。

- 売買する住宅の状態を明らかにして提供できる
- 売買後のトラブルを未然に防止できる



- 住宅の劣化状態などを把握できる
- メンテナンスの見通しが立てられる
- 有資格者の客観的な調査のため安心できる

## 制度の概要

**申請できる方**　市内にある**空き家バンク（売却用）に登録されている、されていた物件**の所有者（買主（個人に限る）も含む）

**対象となる住宅**　居住を目的とする売買に供する住宅

**対象となる経費**

**【インスペクション補助金】**

既存住宅状況調査技術者が行った、平成 29 年国土交通省告示第 82 号「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査に要する経費

**【既存住宅売買瑕疵保険補助金】**

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費







**補助額**

Ⅰ.インスペクションの費用の２分の１以内（１戸あたり５万円を上限）を補助

Ⅱ.既存住宅売買瑕疵保険の保険料の２分の１以内（１戸あたり５万円を上限）を補助

それぞれの合計で最大１０万円を補助します。

申請受付期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（必着）

## 申請時提出書類

| Ⅰ．インスペクション補助金 | Ⅱ．既存住宅売買瑕疵保険補助金 |
|---|---|
| 【共通】（１）高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書（**様式第１号**）<br>（２）誓約書（**様式第６号**） | |
| (3)建物の登記簿謄本等（申請者が売主の場合）<br>(4)売買契約書の写し（申請者が買主の場合）<br>(5)検査（調査）報告書の写し<br>(6)請求書及び支払い確認書類<br>(7)既存住宅状況調査技術者講習の終了証明書等の写し | (3)建物の登記簿謄本等（申請者が売主の場合）<br>(4)売買契約書の写し（申請者が買主の場合）<br>(5)保険証券の写し<br>(6)請求書及び支払い確認書類 |

※Ⅰ・Ⅱ同時に申請をする場合、重複する書類は省略できます。
※お急ぎの場合や、申請期限まで日数が無い場合は市税の滞納無証明書を取得の上、添付してください。
※交付申請時の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、交付申請時の住所が分かるもの（運転免許証等）を添付してください。



## 申請の流れ

**インスペクション**

調査依頼 → 調査実施 → 費用支払

**瑕疵保険**

加入検討 → 保険加入 → 保険証書

① 交付申請 → ② 交付額決定 → ③ 補助金請求 → ④ 補助金の支払い



**既存住宅状況調査技術者検索**



**住宅瑕疵担保責任保険法人一覧**

**事業の詳細は**
**高松市公式ホームページをご覧ください**

インスペクション








**空き家バンク登録物件はこちら**

かがわ移住ポータルサイト かがわ暮（ぐ）らし

**【申込先】**

**○市役所９階　住宅政策課**
**　に持参（または郵送）してください。**
**○申込みに際しては、事前に御相談ください。**

**補助金交付に関するお問い合わせ**
高松市役所　都市整備局
住宅建築部　住宅政策課
高松市番町一丁目８番１５号
TEL：087-839-2136　　FAX：087-839-2452
Email：jusei@city.takamatsu.lg.jp